



2018年4月2日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会
【本件に関するお問い合わせ】クライアントサービス第二部 0120-69-5432

「リアル・アセット債券ファンド（愛称：リアル・インカム）」の設定

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、「リアル・アセット債券ファンド 円ヘッジありコース／円ヘッジなしコース（愛称：リアル・インカム）」を2018年4月20日に設定しますので、お知らせいたします。

- 当ファンドは、不動産やインフラ関連などの実物資産を保有するリアル・アセット企業の発行する債券等に投資することで、相対的に魅力的なインカム収入の獲得を目指します。
- リアル・アセット企業は、保有する資産から長期にわたり安定したキャッシュフローを得ることで、安定した企業業績が期待されます。また、投資する債券の格付けは原則として投資適格であるBBB格以上としています。株式のようなリスクは取りたくないが、預金利回りでは物足りない、というお客さまに適した投資信託です。
- 運用にあたっては、リアル・アセット投資の専門家である米国の運用会社コーヘン＆ステイアーズが担当し、為替ヘッジを行う「円ヘッジありコース」と、為替ヘッジを行わない「円ヘッジなしコース」があります。

● ファンドの目的

リアル・アセット企業の発行する債券等を実質的な主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保をはかるとともに、中長期的な信託財産の成長を目指します。

● ファンドの特色

1 主として世界各国(日本を含む)のリアル・アセット企業^{※1}の発行する債券等^{※2}に分散投資を行います。

※1 リアル・アセット企業とは、長期にわたり、継続して安定したキャッシュフローを生成する資産を、保有している企業をいいます。

※2 債券等には、期限付劣後債、永久劣後債、優先証券等を含みます。

- 債券等の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。
- 投資する債券等の格付けは、取得時において、原則として、BBB-格相当以上とします。

2 マザーファンドにおける、債券等の運用指図に関する権限を、コーヘン & スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに委託します。

コーヘン & スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて

コーヘン & スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは1986年に不動産証券に特化した運用会社として設立され、ニューヨーク、ロンドン、香港、シアトル、東京に拠点を持っています。同社を中心としたグループの運用資産額は約615億米ドル(約6兆9,328億円)であり、不動産証券等の実物資産クラスに加えハイブリッド証券や大型バリュー株などのインカム資産を含む専門性の高い資産クラスに特化した、グローバルな運用会社です。(2017年9月末現在)

3 「円ヘッジありコース」と「円ヘッジなしコース」があります。

円ヘッジありコース	原則として、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減する運用を行います。
円ヘッジなしコース	原則として、対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。そのため、円安時の為替差益の獲得が期待できます(円高時は、為替差損が発生します。)

基準価額の変動要因

各ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様 に 帰属いたします。したがって、投資者の皆様 の 投資元本は保証されているものではなく、基準価額 の 下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●各ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

☒ 価格変動リスク	公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
☒ 信用リスク	有価証券の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている有価証券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、有価証券の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
☒ 流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

投資リスク



為替変動リスク

● 円ヘッジありコース

原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。

また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

● 円ヘッジなしコース

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

期限付劣後債、 永久劣後債、優先 証券等（ハイブ リッド証券）への 投資に伴う固有の リスク



● 弁済順位について

ハイブリッド証券は、一般的に法的な債務弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。発行体の倒産や債務不履行があった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、発行体の倒産や国有化などの場合には、ハイブリッド証券の価値が大きく下落すること、または価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

● 繰上償還について

ハイブリッド証券には、繰上償還条項が設定されているものもあります。発行体の著しい業績悪化、市況動向等により繰上償還が実施されない場合や、繰上償還されないと見込まれる場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落することがあります。

● 利息・配当の支払いについて

ハイブリッド証券に利息・配当の支払い繰延条項がある場合、発行体の著しい業績悪化等により、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

● 元本の削減等について

実質破綻時損失吸収条項が付されている場合、この条項のついた劣後債の発行体が実質的に経営破たんした時には、たとえ劣後事由（一般的に、破産法の適用・会社更生法の適用・民事再生法の適用等を指します。）が生じていなくても元本の削減等が行われます。

● 制度変更等に関わるリスク

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

● その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

● リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

● お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 平成30年4月18日から平成30年4月19日まで 継続申込期間 平成30年4月20日から平成31年6月14日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所、あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。

手続・手数料等

信 託 期 間	平成35年3月15日まで(設定日 平成30年4月20日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰 上 償 還	各ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決 算 日	原則、3月16日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、平成31年3月18日です。
収 益 分 配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	リアル・アセット債券ファンドの合計で3,000億円
公 告	委託会社のホームページ(http://www.sjnk-am.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に <u>2.16%(税抜2.0%)を上限</u> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.15%</u> を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対して <u>年率1.2204%(税抜1.13%)</u> を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、各ファンドから支払われます。	
	委託会社	年率0.60%(税抜)
	販売会社	年率0.50%(税抜)
	受託会社	年率0.03%(税抜)
	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したコーペン & スティーズ・キャピタル・マネジメント・インクへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、各ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.40%を上限とした料率を乗じた額とします。〔ファンドの運用の対価〕		
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 各ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00432%(税抜0.0040%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	・ 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・ 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・ 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は平成29年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

商品分類・属性区分

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
円ヘッジありコース	追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(債券、その他資産(優先証券)))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
円ヘッジなしコース								なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、

一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社、その他の関係法人の概況

- 委託会社 : 信託財産の運用指図等を行います。
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
- 受託会社 : 信託財産の保管・管理等を行います。
三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- 販売会社 : 受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。
楽天証券株式会社（取扱開始日 2018年4月20日）

ご注意事項

- ・ 当資料は、ニュースリリースとして損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ・ 当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- ・ 投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。
- ・ 投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。